報道資料

くらしの中に
総務省
MIC Ministry of Internal Affairs and Communications

令和８年 11 月 27 日

兵庫県芦屋市「みどり豊かな美しいまちづくり税」の新設

兵庫県芦屋市から協議のあった法定外目的税の新設について、本日付けで同意することとしましたのでお知らせします。

新設される芦屋市みどり豊かな美しいまちづくり税の概要は以下のとおりです。

課税団体	兵庫県芦屋市
税目名	みどり豊かな美しいまちづくり税（法定外目的税）
課税客体	建設行為 建築物の建築　又は　建築物の建築の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更を行うものとして、次に定めるもの ・　特定宅地開発のうち、区画の分割を伴うもの ・　特定建築物の建築
課税標準	建設行為の行われる土地の面積で規則で定めるものに、当該土地に係る建築物の容積率の最高限度の数値を乗じて得た面積
納税義務者	建設行為を行う事業者
税率	2,000 円/㎡
徴収方法	申告納付
収入見込額	（平年度）約 8,000 万円
課税免除等	以下の開発行為等を行うとき ・　国、都道府県、市町村、独立行政法人、地方住宅供給公社が行う建設行為 ・　土地の区画の分割を行う土地において、その分割の目的である建築物の建築を行う建設行為 ・　芦屋市住みよいまちづくり条例又は都市計画法の規定に基づく公園等の整備を伴う建設行為 ・　区分所有の集合住宅等を建て替えるために所定の手続きを経た建設行為
徴税費用見込額	約 45 万円
課税を行う期間	条例施行後 10 年ごとに見直しを行うこととする規定あり

・令和８年　３月　２日　芦屋市議会にて条例案可決
・令和８年　８月 14 日　総務大臣協議
・令和８年 11 月 27 日　総務大臣同意
・令和９年　４月　１日　条例施行（予定）

連絡先
自治税務局企画課
担当：上田税務企画官、畠山係長、大原
電話：03-5253-5658
E メール：zei.kikaku_atmark_soumu.go.jp
※スパムメール対策のため、「@」を「_atmark_」と表示しております。送信の際には「@」に変更してください。